

建築工事成績評定基準

- 評定項目は、対象となるもののみで評価する。
- 確認個数が3以下の場合、C評定とする。

A. 監督員の確認評価

『 1-1 施工体制一般 』

(監督員)

項目	細別	評定	評定 点	評 定 基 準	評 定 項 目	実施	確認
施 工 体 制 一 般	施 工 体 制 一 般	a	4	施工体制が適正であり、右記項目が95%以上確認できる。	1 施工計画書を、適切な時期に提出している。 2 施工計画書と施工体制の実態が一致している。 3 現場に施工体系図が掲げられ現場の体制と一致している。 4 施工体制台帳及び施工体系図が整備されている。		
		b	3	施工体制がほぼ適正であり、右記項目が80%以上確認できる。	5 作業分担と責任の範囲が書面で確認できる。 6 工事カルテの登録が期限内に行われている。		
		c	2	他の項目に該当しない。 又は右記項目が60%以上確認できる。	7 建退共制度の運用が適切である。又は自社退職制度がある。 8 書類整理、資料整理が適切に行われている。 9 契約上の所定の手続きが期限内に処理された。 10 施工等に係る創意工夫や提案をして工事の進捗に努めている。		
		d	1	施工体制一般に関して、監督職員が改善指示を行った。又は右記項目が60%未満しか確認できない。	11 段階確認、立会いが適切な時期に行われ、記録が整理されている。 12 下請関係の契約が明確に行われて、所定の手続きが期限内に処理されている。		
		e	0	改善指示に従わなかった。	13 監督員の指示事項がすべての下請業者に徹底されている。 14 工事看板が全て掲示されている。(工事標示板・施工体系図・労災保険関係成立票・建設業許可票・建退共標識) 15 関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって実施して、品質証明に係る体制が有効に機能している。 16 受注者が下請工事の施工に実質的に関与している。 17 受注者が下請の作業成果を検査している。 18 緊急指示、災害、事故等が発生した場合にその対応を速やかに行っている。 19 現場に対する本店や支店による支援体制を整えている。 20 製作工場における社内検査体制(規格値の設定や確認方法等)を整えている。 21 安全衛生協議会等が設置されている。 22 施工時に必要とされる申請、届出等が遅滞無く行われている。 23 工事材料の品質に影響がないようそれらを保管していることが確認できる。 24 法令遵守 25 その他 ()		
評定点				評価値 (%)		0	0

『 1-2 配置技術者 』

(監督員)

項目	細別	評定	評定 点	評 定 基 準	評 定 項 目	実施	確認
施 工 体 制	配 置 技 術	a	4	特に優秀な技術者を配置し、右記項目が95%以上確認できる。	1 工事規模に応じた人員、機械配置がなされ施工している。 2 作業環境、気象、地質条件等の困難克服に努めている。 3 社内や下請の施工体系、施工状況をよく把握している。		
		b	3	優秀な技術者を配置し、右記項目が80%以上確認できる。	4 主任技術者又は監理技術者は、契約書、設計図書、適用すべき諸基準をよく理解し、施工に反映している。 5 各種検査において、主任技術者又は監理技術者が立ち合いをしている。 6 現場代理人は、工事全体を把握している。		
		c	2	技術者の配置は適正であり、右記項目が60%以上確認できる。	7 書類を共通仕様書及び諸基準に基づき適正に作成し、整理している。 8 主任(監理)技術者が、明確な根拠に基づいて技術的な判断を行っている。 9 現場代理人及び主任(監理)技術者は、監督職員及び施設管理者等との連絡調整及び対応を書面で適時かつ確に行っている。 10 工場製品検査及び監督職員が指定する検査に主任(監理)技術者が出席している。		

制	者	d	1	配置技術者に関して、監督職員が改善指示を行った。現場代理人が現場に常駐していない。右記項目が60%未満しか確認できない。	11 法令遵守 12 その他 ()		
		e	0	改善指示に従わなかった。			
評定点		評価値 (%)				0	0

『 2-1 施工管理 』

(監督員)

項目	細別	評定	評定点	評 定 基 準	評 定 項 目	実施	確認
施 工 状 況	施 工 管 理	a	4	施工計画がよく整備され、施工管理も特に優れており、右記項目が95%以上確認できる。	1 設計図書の照査を行って現場との相違があった場合には、適時、適切に対応している。 2 変更の際、着手前に変更計画書を提出している。 3 提出書類は、所定の期日に遅れることなく適時に提出されている。(使用材料承諾願提出時に添付する構造計算書等。また、提出書類の追加・修正等を監督職員等から指示をした場合も含む) 4 工事材料の使用及び調達計画が十分に管理されている。 5 品質保証のための対策を講じていることが見受けられる。 6 現場内の整理整頓が日常的になされている。 7 見本又は工事記録写真等が適切に整理されている。 8 現場のイメージアップに積極的に取り組んでいる。 9 立会確認手続きが事前になされている。 10 工事記録の整備が適時、的確になされている。 11 環境に配慮した材料等を使用している。(型枠等) 12 建設副産物・産廃処分の処分地までの経路図や追跡写真が適切に整理されている。 13 現場条件の変化に対して、適切に対応している。 14 日常の出来形管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時、的確に行っている。 15 日常の品質管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時的確に行っている。 16 指定材料の品質証明書及び写真等を整理している。 17 協議書(工事打合せ簿)を、不足無く整理している。 18 施工計画書を工事着手前に提出し、所定の項目を適切に記載している。 19 段階確認及びその報告の時期、内容、頻度が適切であることが確認できる。 20 機器製作に係る品質管理基準が、明確に示されている。 21 出来形管理基準が明確に示されている。 22 施工手順、不可視部分等の写真管理について、適切な写真撮影を行うよう明確に示されている。 23 安全衛生管理体制、活動方針が明確に示されている。 24 交通規制に対する体制、活動方針が明確に示されている。 25 その他 ()		
		b	3	施工計画がよく整備され、施工管理も優れており、右記項目が80%以上確認できる。			
		c	2	施工管理が適正であり、右記項目が60%以上確認できる。			
		d	1	施工計画書が工事着手前に提出されていない。又は施工管理に不備があり、監督職員が改善指示を行った。右記項目が60%未満しか確認できない。			
		e	0	改善指示に従わなかった。			
評定点		評価値 (%)				0	0

『 2-2 工程管理 』

(監督員)

項目	細別	評定	評定点	評 定 基 準	評 定 項 目	実施	確認
施 工 状 況	工 程 管 理	a	4	工程管理が特に優れており、右記項目が90%以上確認できる。	1 条件変更への対応、地元調整を積極的に行い、円滑な工事進捗を行っている。 2 工程表の内容が検討され充実している。 3 施工時間や片側交互通行等の各種制約への対応が適切であり、大きな工程の遅れが無い。 4 工事の進捗を早めるための取り組みを行っている。 5 適切な工程管理を行い、工程の遅れが無い。 6 本社、支店等の技術的支援が効果的に行われている。 7 施工条件の変更への対応が積極的で処理が早い。 8 現場閉所による週休2日(4週8休以上)の確保を行っている。 9 その他 ()		
		b	3	工程管理が優れており、右記項目が80%以上確認できる。			
		c	2	工程管理が適切であり、右記項目が60%以上確認できる。			
		d	1	工程管理に関して、監督職員が改善指示を行った。又は右記項目が60%未満しか確認できない。			
		e	0	改善指示に従わなかった。			
評定点		評価値 (%)				0	0

『 2-3 安全対策 』

(監督員)

項目	細別	評定	評定 点	評 定 基 準	評 定 項 目	実施	確認
施 工 状 況	安 全 対 策	a	4	安全対策が特に優れており、右記項目が95%以上確認できる。	1 安全衛生(災害防止)協議会を実施し、月に1回以上活動し、記録(議題・名簿・写真・資料等)が整備されている。 2 店社パトロールを実施し、記録が整備されている。 3 各種安全パトロールで指摘を受けた事項について、速やかに改善を図り、是正報告がなされている。 4 安全巡視、ツールボックスミーティングや危険予知活動等を実施し記録が整備されている。 5 新規入場者の教育内容に現場特性が反映され、記録も整備されている。 6 安全管理の臨機の措置を行った。 7 過積載防止に積極的に取り組んでおり、記録が整備されている。 8 使用機械、車両等の点検等の管理が行き届いている。 9 現場の保安施設等の設置が的確で、その管理が行き届いている。 10 工事期間を通じて、労働災害及び公衆災害が発生しなかった。 11 仮設工の点検及び管理を、チェックリスト等を用いて実施している。 12 足場の組み立て中及び解体中、墜落災害等防止対策を実施している。(手摺先行式、親綱設備等) 13 足場や支保工について、組み立て完了時や使用中の点検及び管理を実施している。 14 山留め等について、設置後の点検や管理を実施している。 15 地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる。 16 建設機械等の安全運転のための点検、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置等安全対策がなされている。 17 搬入ルート、作業エリアを明確にし、作業場所周辺の整理整頓を行い、安全に施工している。 18 落下物事故防止対策を十分実施している。 19 開口部や高所作業の安全対策を十分行い、施工している。 20 歩行者等に対する安全通路の確保等、安全措置を的確に行っている。 21 ヘルメット、安全帯等必要な装備の装着が徹底されている。 22 その他 ()		
		b	3	安全対策が優れており、右記項目が80%以上確認できる。			
		c	2	安全対策が適切であり、右記項目が60%以上確認できる。			
		d	1	安全対策に関して、監督職員が改善指示を行った。又は右記項目が60%未満しか確認できない。			
		e	0	改善指示に従わなかった。又は安全対策の不備により、労働災害や事故を起こした。			
評定点			評価値 (%)	0	0		

『 2-4 対外関係 』

注:近隣との調整が必要の無い工事は、C評定とする。

(監督員)

項目	細別	評定	評定 点	評 定 基 準	評 定 項 目	実施	確認
施 工 状 況	対 外 関 係	a	3	対外関係は適切であり、右記項目が80%以上確認できる。	1 工事施工にあたり、関係機関との調整をした記録があり、トラブルの発生も無かった。 2 地元との必要な調整を積極的に協力し、工事の施工に関しての苦情等に対して適切に対応し、記録がある。 3 第三者からの苦情が無い。もしくは、苦情に対して適切な対応を行い、記録がある。 4 関連工事との調整を行い、円滑な進捗に取り組み、記録がある。 5 工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。 6 現場のイメージアップに取り組んでいる。 7 道路を泥等で汚した場合の清掃を適正に行った。 8 その他 ()		
		b					
		c	2	対外関係は適切であり、右記項目が60%以上確認できる。 ※近隣との調整が不要な工事。			
		d	1	対外関係に関して、監督職員が改善指示を行った。又は右記項目が60%未満しか確認できない。			
		e	0	改善指示に従わなかった。			
評定点			評価値 (%)	0	0		

『 3-1 出来形 』

(監督員)

項目	細別	評定	評定 点	評 定 基 準	評 定 項 目	実施	確認
出 来 形 及 び	出 来 形	a	4	出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足し、右記項目が95%以上確認できる。	1 出来形において不可視部分が写真、施工記録で的確に確認できる。 2 自社管理基準を設定し適切に管理している。 3 写真管理基準の管理項目を満足している。 4 形状及び寸法の実測値が許容範囲内であることが確認できる。 5 設計図書に定められている予備品に不足が無い。 6 機器等の測定(試験)結果が、その都度管理図表などに記録され、適切に管理している。 7 先行などを表示した名札がケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けている。 8 配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。		
		b	3	出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足し、ばらつきが少しあるが、右記項目が80%以上確認できる。			

出来形 出来 見え	c	2	出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足しているが、ばらつきが多い。右記項目が60%以上確認できる。	9 承諾図等が、設計図書を満足している。		
				10 現場における出来形が設計図書を満足し、施工の精度が高い。		
				11 施工計画書等で定めた管理基準等に基づき、出来形を管理している。		
	d	1	出来形が、測定項目及び測定基準を満足しているが、規格値を越えるものがあつたため、監督職員から改善指示を受け是正を行った。又は右記項目が60%未満しか確認できない。	12 解体又は撤去工において、撤去対象物の範囲や数量等が確認でき、処分が適正である。		
			13 その他 ()			
	e	0	出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足していないため、破壊検査を行なった。			
評定点			評価値 (%)		0	0

『 3-2 品質 』

(監督員)

項目	細別	評定	評定点	評 定 基 準		
出来形及び出来見え	品質	a	4	品質関係の試験結果が、規格値及び試験基準を満足している。	下表品質管理チェックリストの評定項目が95%以上確認できる。	
		b	3		下表品質管理チェックリストの評定項目が80%以上確認できる。	
		c	2	品質関係の試験結果が、規格値及び試験基準をほぼ満足しているが、ばらつきがある。	下表品質管理チェックリストの評定項目が70%以上確認できる。	
		d	1	品質関係の試験結果が、規格値及び試験基準を満足していないものがあり、監督職員による改善指示を受け是正を行った。	下表品質管理チェックリストの評定項目が70%未満しか確認できない。	
		e	0	品質関係の試験結果が、規格値及び試験基準を満足していないため、破壊検査を行った。		
評定点			評価値 (%)			

注1. 評定については、下表品質管理チェックリストにより行う。

注2. 維持管理工事等で下表品質管理チェックリストの工種に該当しない場合は、C評定とする。

品質管理チェックリスト

(建築工事)

工 種	評 定 項 目	実施	確認
1.共通事項	1 使用した材料や部品の品質証明の内容が、実際に使用されたものと照合して設計図書の仕様を満足している。		
	2 設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承諾書として提出している。		
	3 現地状況を勘案して施工方法等について提案を行うなど、積極的に取り組んでいる。		
	4 品質管理方法が施工計画書に明確に定められ、定められた品質管理計画により管理されている。		
	5 設計図書で定められていない品質管理項目について、監督職員と協議の上で管理している。		
	6 施工の品質・形状が適切で良好な施工である。		
	7 品質管理試験や施工状況等の品質確保の写真記録が適切である。		
	8 その他 ()		
2.コンクリート構造物工事(ブロック積擁壁等を含む)	関連基準、建築工事監理指針、その他設計図書に定められた試験		
	1 鉄筋の加工、組立及び継手部が特記仕様書、設計図書、標準仕様書等に定められた通り施工されている。		
	2 生コンクリートの受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果を確認している。		
	3 スペーサーを適正に配置し、鉄筋のかぶりを確保している。		
	4 各種コンクリートの施工が、仕様書の規定に従って適正に実施されている。		
	5 生コンクリートの施工条件や気象条件に適した運搬時間や打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。(寒中及び暑中コンクリート等を含む)		
	6 コンクリート打設までに鏽、泥、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。		
	7 コンクリートの打継目部の処理が、仕様書等の規定に従い適正に実施されている。		
	8 構造物と同様の養生環境におかれた供試体を用いて圧縮強度の確認を行っている。		
	9 形枠、支保工の取り外しに関して適正に管理していることが確認できる。		
10 その他 ()			
3.土工事	関連基準、建築工事監理指針、その他設計図書に定められた試験		
	1 雨水及び地下水による崩壊が起こらないように排水対策を実施している。		
	2 置き換えの掘削等を行う際、掘削面以下を乱さないように掘削している。		
	3 締固めを設計図書に定められた条件を満足して実施している。		
	4 一層あたりの埋戻し及び盛土厚を設計図書等に基づき管理している。		
	5 法面に有害な亀裂が無い。		
	6 伐開や除根作業を設計図書に定められた条件を満足して実施している。		
	7 残土の処理を、適正に実施している。		
8 その他 ()			

4.舗装工事	関連基準、建築工事監理指針、その他設計図書に定められた試験		
	1 最大骨材の粒径や骨材の粒度分布が、仕様書で定められた条件を満足している。		
	2 路盤の施工に先立って、路床面や路盤面の浮き石等の有害物を除去してから施工していることが確認できる。		
	3 アスファルト乳剤を板等を用いて端部まで丁寧に散布していることが確認できる。		
	4 アスファルト合材の出荷、到着等各段階の温度を管理している。		
	5 舗設作業時の気温測定や開放時の温度測定を実施している記録がある。		
	6 舗装各層の継目をずらして施工している。		
	7 コンクリート舗装の目地を適切に施工している。		
	8 その他 ()		

工種	評 定 項 目	実施	確認
5.基礎工事及び地盤改良工事	関連基準、建築工事監理指針、その他設計図書に定められた試験		
	1 杭材料搬入時及び打設前に、杭に損傷等が無いことを確認できる。		
	2 水平度、安全度、鉛直度及び位置等を施工記録等により確認できる。		
	3 溶接の品質管理において、仕様書等に定められた事項を確認できる。		
	4 杭の施工に際して、杭の先端が支持層に到達していることを確認できる。		
	5 杭の施工に際して、スライムの処理を適正に行っていることが確認できる。		
	6 場所打杭において、トレミー管をコンクリート内に2m以上挿入して施工していることが確認できる。		
	7 強度確認、セメントミルクの比重管理などの品質に係わる事項の管理資料を整理している。		
	8 改良材のバッチ管理記録が整理され、設計図書の仕様を満足している。		
	9 事前に土質試験を実施して、改良材を選定し、添加量を決定している。		
	10 その他 ()		
6.防水工事	関連基準、建築工事監理指針、その他設計図書に定められた試験		
	1 素地ごしらえ(汚れ・付着物・油類除去、ケレン等)が入念に実施されている。		
	2 気温・湿度・含水率等を測定し記録していることが写真、記録等で確認ができる。		
	3 気温・湿度・含水率等が、設計図書や標準仕様書・メーカー仕様書等の基準を満足している。		
	4 防水工事で使用する材料が出荷証明書等により設計図書に定められたものであることが確認できる。		
	5 塗り残し、気泡、むら、たれ、刷毛目等の施工不良がない。		
	6 防水層(シート・塗膜等)に有害な付着物がない。		
	7 設計図書等に定められた品質計画により管理されていることが確認できる。		
	8 防水する面が乾燥状態であることが確認できる。〔重ね貼り(塗り)の場合も含む〕		
	9 防水層が施工計画書通りの工程を行い、厚さ(防水層厚・塗膜厚さ)を十分確保し、品質に問題が無い。		
	10 その他 ()		
7.塗装工事	関連基準、建築工事監理指針、その他設計図書に定められた試験		
	1 素地ごしらえ(汚れ・付着物・油類除去、ケレン等)が入念に実施されている。		
	2 気温・湿度等を測定し記録していることが写真、記録等で確認ができる。		
	3 気温・湿度等が、設計図書や標準仕様書等の基準を満足している。		
	4 塗料の品質(製造年月日、ロット番号、色彩等)が出荷証明書及び塗料成績表により確認できる。		
	5 塗料を使用前に攪拌し、容器内の塗料を均一な状態にしてから使用していることが確認できる。		
	6 塗り残し、気泡、むら、たれ、刷毛目等の施工不良がない。		
	7 塗膜に有害な付着物がない。		
	8 溶接部、ボルトの接合部分、構造の複雑な部分において、必要な塗膜厚を確保している。		
	9 塗装する面が乾燥状態であることが確認できる。(重ね塗りの場合も含む)		
	10 塗料の数量、管理状況及び使用後の空缶管理が適正であることが写真等で確認できる。		
11 その他 ()			
8.植栽工事	関連基準、建築工事監理指針、その他設計図書に定められた試験		
	1 植木等の生育に害のあるものが除去されている。		
	2 植木等に損傷、鉢崩れ等がなく保存、養生が適切に行われている。		
	3 肥料が直接樹木の根に触れないよう均一に施肥されている。		
	4 土壌の調査を行っている。(土壌特性試験等)		
	5 設計に樹名板がある場合、視認しやすい場所に据付けている。		
	6 設計に枯れ補償を計上している場合、植樹保険に加入していることが確認できる。		
	7 その他 ()		
9.フェンス工事・区画線工事	関連基準、建築工事監理指針、その他設計図書に定められた試験		
	1 フェンス基礎の寸法及び根入長が設計図書等の仕様を満足している。		
	2 フェンス支柱の根入長が設計図書等の仕様を満足している。		
	3 フェンスのネット部分に適正な張力があることが確認できる。		
	4 フェンス本体にぐらつきがなく堅固に取付していることが確認できる。		
	5 ペイント式(常温式)区画線に使用する薄め液(シンナー)の使用量が、塗料の10%以下である。		
	6 区画線の材料が、設計図書の仕様を満足している。		
	7 区画線の施工にあたって 設置路面の水分、泥、砂塵及び埃を取り除いて行っていることが確認できる。		
8 その他 ()			
10.取壊し工	関連基準、建築工事監理指針、その他設計図書に定められた試験		
	1 施工計画書に定められた計画に基づき施工している。		
	2 廃棄物の処理が適正である。		
	3 受注者の管理記録が整備されている。		
4 その他 ()			

工種	評 定 項 目	実施	確認
11.仮設工事	関連基準、建築工事監理指針、その他設計図書に定められた試験		
	1 仮設材にそり、ゆがみ、傷がない。		
	2 仮設材の組立・設置が確実になされ、かつ点検も行われている。		
	3 周辺環境(騒音・振動・地盤変動等)に配慮した施工方法で実施している。		
	4 施工記録等により設計条件に適合した根入れ長で実施されている。		
	5 排水を考慮し、良好な床付け面を確保している。		
	6 その他 ()		

12.建築工事	<p>関連基準、建築工事監理指針、その他設計図書に定められた試験</p> <p>[新築・増築・改築] (躯体工事)</p> <p>1 特記仕様書・設計図書・標準仕様書・施工計画書等に定められた品質管理計画に基づき施工している。 2 材料の保管方法が適正であることが確認できる。 3 品質や形状が適正である。 4 不可視部分の適正な施工が写真等で確認できる。 5 その他 ()</p> <p>(仕上げ工事)</p> <p>6 特記仕様書・設計図書・標準仕様書・施工計画書等に定められた品質管理計画に基づき施工している。 7 材料の保管方法が適正であることが確認できる。 8 品質や形状が適正である。 9 不可視部分の適正な施工が写真等で確認できる。 10 その他 ()</p> <p>[改修]</p> <p>11 特記仕様書・設計図書・標準仕様書・施工計画書等に定められた品質管理計画に基づき施工している。 12 材料の保管方法が適正であることが確認できる。 13 品質や形状が適正である。 14 不可視部分の適正な施工が写真等で確認できる。 15 その他 ()</p>					
	13.設備工事	<p>関連基準、建築工事監理指針、その他設計図書に定められた試験</p> <p>[機械設備工事]</p> <p>1 材料や部品の品質照合の結果が、品質保証書等で設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 2 設備の機能及び性能が、施工計画書又は材料承諾書のとおり保持されている。 3 設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承諾書として提出している。 4 材料の保管方法が適正であることが確認できる。 5 機器の品質、機能及び性能が設計図書の仕様を満足していて、それらが成績書にまとめられている。 6 機器の機能及び性能について、それらの確認方法等が適正であり、記録の内容が設計図書の仕様を満足している。 7 溶接については、品質管理基準の規格値を満足している。 8 塗装については、品質管理基準の規格値を満足している。 9 操作制御設備については、操作スイッチや表示灯を承諾書のとおり配置している。 10 操作制御設備の安全装置及び保護装置が承諾書のとおり機能している。 11 配管や配線を承諾書のとおり施工している。 12 設備の取扱説明書を工夫して作成している。 13 完成図書(取扱説明書)に定期的な点検及び交換を必要とする部品並びに箇所を明示している。 14 機器類を点検しやすいよう工夫して配置している。 15 設備の構造や機器の配置について、部品等の交換作業を容易にできるように工夫している。 16 二次コンクリートの配合試験や試験練りが実施され、その結果が試験成績表にまとめられている。 17 平常時のバルブ類の状態を、札等で分かりやすく表示している。 18 計器類に運転時の正常値を見やすく表示している。 19 回転部や高温部等の危険箇所に表示や防護措置を講じている。 20 施工に当たって構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を講じていることが確認できる。 21 現地状況を勘案して施工方法等についての提案を行う等、積極的な取り組みが確認できる。 22 不可視部分の品質確認を行うための写真、施工記録等が整備されている。 23 その他 ()</p> <p>[電気設備工事・通信設備工事・受変電設備工事]</p> <p>24 工場製作の着手前に、品質や性能の確保について技術検討している。 25 設備の機能及び性能が、施工計画書又は材料承諾書のとおり保持されている。 26 材料や部品の品質照合の結果が、品質保証書等で設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 27 設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承諾書として提出している。 28 機器の品質、機能及び性能が設計図書の仕様を満足していて、それらが成績書にまとめられている。 29 機器の機能及び性能について、それらの確認方法等が適正であり、記録の内容が設計図書の仕様を満足している。 30 操作スイッチや表示灯が、承諾書のとおり配置している。 31 ケーブル及び配管の接続等の作業が、施工計画書に記載された手順通りに行われ、不具合が無い。 32 設備の機能及び性能が設計図書の仕様を満足している。 33 操作制御関係の機能及び性能が、仕様を満足しているとともに、必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。 34 電気配線や配管が、承諾書のとおり施工されている。 35 現場で機器(製品)の機能及び性能が確認できないため、工場等で確認している。 36 設備全体についての取扱説明書を工夫して作成している。 37 完成図書(取扱説明書)に定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示している。 38 設備の構造について、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるように工夫している。 39 不可視部分の品質確認を行うための写真、施工記録等が整備されている。 40 その他 ()</p>				
		14.その他	<p>関連基準、建築工事監理指針、その他設計図書に定められた試験</p> <p>1 各基準の規定に従い適正に施工している。 2 仕様書等で定められている品質管理が実施されている。 3 品質及び形状が設計図書に基づき適正に施工されている。 4 その他 ()</p>			
		評価値	<p>a: 対象とする工種毎の確認個数の和 b: 対象とする工種毎の実施個数の和 b/a × 100 = %</p>	0	0	

B. TLの検査

- 評定項目は、対象となるもののみで評価する。
- 確認個数が3以下の場合、C評定とする。

『 2-2 工程管理 』

(T L)

項目	細別	評定	評定点	評定基準	評定項目	実施	確認
施工 工程 状況 管理		a	10	工程管理が特に優れており、右記項目が90%以上確認できる。	1 災害復旧工事や現場環境の変化等の施工上の障害が発生し工事で、時間的な制約がある中で、余裕をもって工期内に完成させた。 2 関連する工事の受注者と積極的な工程調整を行い、手待ちや手戻り等を回避した。 3 地元調整を積極的に行い、トラブルも少なく、工期内に工事を完成させた。 4 工程管理に係る積極的な姿勢が見受けられた。 5 工程管理を適切に行なったことにより、休日や夜間工事の回避等を行い、地域住民に公共工事に対する好印象を与えた。 6 工事施工箇所が広範囲に点在している場合において、工程管理を的確に行い、余裕をもって工事を完成させた。 7 供用中施設との調整による厳しい工程のもとで契約工期内に工事を完成させた。 8 現場閉所による週休2日(4週8休以上)の確保に取り組んだ。 9 その他 ()		
		b	9	工程管理が優れており、右記項目が80%以上確認できる。			
		c	8	工程管理は適切であり、右記項目が50%以上確認できる。			
		d	6	自主的な工程管理がなされず、監督職員から改善指示を受け是正を行った。又は右記項目が50%未満しか確認できない。			
		e	5	工程管理ができていない。監督職員が文章による改善指示を行った。又は受注者の責により工期内に工事を完成させなかった。			
評定点				評価値 (%)		0	0

『 2-3 安全対策 』

(T L)

項目	細別	評定	評定点	評定基準	評定項目	実施	確認
施工 安全 状況 対策		a	10	安全対策が特に優れていて、右記項目が90%以上確認できる。	1 建設労働災害、公衆災害の防止に積極的に取り組んだ。 2 安全衛生管理体制を確立し、積極的に取り組んだ。 3 安全衛生管理活動が活発で他の模範となるような活動に積極的に取り組んだ。 4 安全衛生協議会等を実施し、月に1回以上活動し記録(議題・名簿・写真・資料等)が整備されている。 5 安全職場実現への取り組みが地域全体から評価された。 6 その他 ()		
		b	9	安全対策が優れていて、右記項目が80%以上確認できる。			
		c	8	安全対策が適正であり、右記項目が50%以上確認できる。			
		d	6	安全対策に不備があり、監督職員からの是正指示を受け是正を行った。右記項目が50%未満しか確認できない。			
		e	5	改善指示に従わなかった。又は安全対策の不備により労働災害や事故等を起こした。			
評定点				評価値 (%)		0	0

『 4-1 地域への貢献等 』

(T L)

項目		細別		評定項目	実施
特に評価すべき地域への貢献等を加点評価する。(具体的内容を記載すること)該当する数と重みを勘案して評価する。(0~2点)					
社会 性	地域への 貢献等	1		公園等の公共施設及び周辺地域等の環境保全、貴重種等の動物や植物の保護等を積極的に行った。	
		2		道路清掃等を積極的に行い、地域に貢献した。	
		3		現場事務所や作業場を周辺地域の景観に合わせる等、積極的に周辺地域との調和を図った。	
		4		定期的に広報紙の配布や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。	
		5		月1回以上、積極的にボランティア活動等に参加し、地域に貢献した。	
		6		災害時に地域への援助を行ったり、積極的に救援活動に協力した。	
		7		地域が主催するイベントへ積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。	
		8		その他()	

	「地域への貢献等」の具体的内容を記載	
評定点		実施個数 0

『 5-1 施工条件等への対応 』

(T L)

工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件(構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等)に対して適切に対応したことを加点評価する項目である。
 評価に際しては、監督員からの報告を受けてTLが評価するものとする。該当する数と重みを勘案して評価する。(0～2点)
 加点評価する場合は具体的内容を記載すること。

項目	細別	評 定 項 目	実 施
工 事 特 性	施 工 条 件 等 へ の 対 応	【構造物の特殊性への対応】	
		1 対象構造物の高さ、延長、施工(断)面積、施工深度等が大規模又は特殊な工事	
		2 対象構造物の形状が複雑であることなどから、施工が特に難しい工事	
		3 その他()	
		【都市部等の作業環境、社会条件等への対応】	
		4 地盤の変形や近接構造物及び地下埋設物等への影響に配慮する工事	
		5 周辺環境により、施工や工程等に大きな影響を受ける工事	
		6 騒音や振動の発生に対して、特に配慮を必要とする工事	
		7 現場内に水処理装置の設置を必要とする工事	
		8 緊急時の対応が特に必要な工事	
		9 施工箇所が広範囲に分散している工事	
		10 その他()	
		【厳しい自然・地盤条件への対応】	
		11 地下水や軟弱地盤及び気象条件等により現場環境に特に影響を受けた工事	
		12 動植物等や自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事	
		13 その他()	
		【施工現場での対応】	
		14 12ヶ月(一時中止期間を除く)を超える工期で、事故がなく完成した工事	
		15 工事の実施にあたり各種の制約があり、工程的にも特に厳しく、施工の制限を受けた工事	
		16 休日や夜間作業が工程の過半を超える工事	
		17 工程上他工事の制約を受け、機械・人員の増強を行った工事	
		18 施設を使用しながらの工事で、工程的な制約が特に厳しい工事	
		19 特に困難な調整を要する他工事(近接工区)の受注者が複数ある工事	
20 利用者の多い施設で、作業範囲内に来訪者や通行人等の動線がある工事			
21 施工ヤードが狭く、高さ制限もあり、施工及び機械の移動や旋回等に制約を受けた工事			
22 同一敷地内における施設を使用しながらの建替工事で、工程の制約等が特に厳しい工事			
23 その他()			
		「施工条件等への対応」の具体的内容を記載	
評定点		実施個数	0

特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。該当する数と重みを勘案して評価する。(0～2点)
 下記の工夫事項の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体的内容を記載して加点する。
 加点評価する場合は具体的内容を記載すること。

項目	細別	評 定 項 目	実 施
創 意 工 夫		準備・後片付け	
		1 測量や位置出しについての工夫	
		2 現地調査方法の工夫	
		3 その他()	
		施工関係	
		4 施工に必要な器具・工具・装置類の工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫	
		5 工場製品(コンクリート二次製品等)や代替材の使用等の工夫	
		6 土工、地盤改良、舗装、鉄骨建て方、コンクリート打設等の施工関係の工夫	
		7 部材・機材等の運搬や搬入(吊り方等を含む)方法の工夫	
		8 特殊な工法や材料を用いた工事	
		9 設備工事における加工や組立等又は電気工事等の配線、配管等での工夫	
		10 給排水、衛生設備工事等における配管、ポンプ類の凍結防止、エア抜き、継手等の工夫	
		11 現場照明や作業員の視界確保等の工夫	
		12 運搬車両や施工機械等の工夫	
		13 支保工、型枠、足場及び土留め等の仮設工の工夫	
		14 優れた技術力又は特殊な施工能力として評価できる技術力を発揮するための工夫	
		15 施工管理及び品質管理等の工夫	
		16 プレハブ工法の採用等、工期短縮のための工夫	
		17 仮設構造物の施工の工夫	
		18 騒音や振動対策等の工夫	
		19 環境に配慮した材料や施工方法等の工夫	
		20 作業の安全性向上のための施工方法等の工夫	
		21 施工計画書及び写真管理等の工夫	
		22 品質管理や計測方法及びその結果の整理等の工夫	
		23 CAD(図画器)、施工管理ソフトの活用	
		24 その他()	
		品質関係	
		25 集計ソフト等の活用と工夫	
		26 土工、躯体工事、設備関係の品質管理の工夫	
		27 コンクリート打設関係の工夫(材料、打設、養生、出来形品質等)	
		28 鉄筋、PCケーブル、コンクリート二次製品等使用材料の工夫	
		29 配筋、溶接作業等に関する工夫	
		30 材料・機材の検査・試験に関する工夫	
		31 施工の検査や試験に関する工夫	
		32 品質記録方法の工夫	
		33 その他()	
		安全衛生関係	
		34 建設業労働災害防止協会が定める指針に基づく安全衛生教育に関する工夫	
		35 安全仮設備等の工夫(落下物、墜落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺、足場等)	
		36 安全教育、技術向上講習会等、教育、ミーティング、安全パトロール等に関する工夫	
		37 現場事務所、労働者宿舎等の居住空間及び設備等の工夫	
		38 酸欠対策、有毒ガス・可燃性ガスの処理及び粉塵防止対策や作業中の換気等の工夫	
		39 改修工事における既存施設利用者等に対する安全対策の工夫	
		40 厳しい作業環境の改善に関する工夫	
		41 ゴミの減量化、アイドリングストップの励行等、環境配慮への工夫	
		42 環境保全に関する工夫	
	43 その他()		
	働き方改革		
	44 週休2日(4週8休以上)の確保に向けた企業の取り組みが図られている。		
	45 若手や女性技術者の登用等、担い手の確保に向けた取り組みが図られている。		
	46 その他()		
	「創意工夫」の具体的内容を記載		
評定点		実施個数	0

項目	減 点 基 準	判 定
法 令 遵 守 等	指名停止3ヶ月以上の処分に該当する場合	-10
	指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満の処分に該当する場合	-8
	指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満の処分に該当する場合	-6
	指名停止2週間以上1ヶ月未満の処分に該当する場合	-4
	文書注意	
	社会保険等に未加入の下請負人を使った場合	-2
	高槻市ホームページ「事務処理ミス・事件・事故の公表」で工事関係者事故または公衆災害が公表された場合	
	口頭注意(重大なものを除く)	
その他		
上記項目に該当しない場合		± 0点

※契約検査課と協議すること。

上記で評価する場合の適用事例

1 入札前に提出した調査資料などにおいて、虚偽の事実が判明した。
2 使用人に関する労働条件に問題があり送検された。
3 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。
4 当該工事関係者が贈収賄などにより逮捕又は公訴された。
5 一括下請や技術者の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。
6 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。
7 労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。
8 監督又は検査の実施を、不当な圧力をかけるなどにより妨げた。
9 下請代金を期日以内に支払っていない、不当に下請代金の額を減じているなど下請代金支払遅延等防止法第4条に規定する親事業者の遵守事項に違反する行為がある。
10 過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検された。
11 受注企業の社員に「指定暴力団」又は「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等の暴力団関係者がいることが判明した。
12 下請に暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第9条に記されている砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。
13 安全管理が不適切であったことから死傷者を生じさせた工事関係者事故又は重大な損害を与えた公衆損害事故を起こした。

C. 検査員の検査

- 評定項目は、対象となるもののみで評価する。
- 確認個数が3以下の場合は、C評定とする。

『 2-1 施工管理 』

(検査員)

項目	細別	評定	評定 点	評 定 基 準	評 定 項 目	実施	確認	
施 工 状 況	施 工 管 理		a	10	施工管理が特に優れており、右記項目が90%以上確認できる。	1 設計図書の照査を行ってから施工している。 2 工事材料の資料整理及び確認がなされている。 3 施工計画書が工事着手前に提出されていて、所定の項目が適正に記載されていると共に、設計図書の内容及び現場条件を反映したもとなっている。		
			b	9	施工管理が優れていており、右記項目が80%以上確認できる。	4 工事期間を通じて、施工計画書の記載内容と現場施工方法が一致している。 5 工事材料の品質に影響がないようそれらを保管している。		
			c	8	施工管理が適正であり、右記項目が60%以上確認できる。	6 品質確保のための対策及び施工に関する独自の工夫が見られる。 7 安全確保のための対策及び施工に関する独自の工夫が見られる。 8 足場の組み立て中及び解体中、墜落災害等防止対策を実施していることが確認できる。(手摺先形式、親綱設備等) 9 協議録(工事打合せ簿)を適時、的確に作成している。 10 立会確認の手続きを事前に行っていることが確認できる。 11 作業分担と責任の範囲が書面で確認できる。		
			d	6	施工管理に不備があり、監督職員が改善指示を行い是正された。又は右記項目が60%未満しか確認できない。	12 見本又は工事記録写真等の整理に工夫がある。 13 施工体制台帳、施工体系図が整備されている。 14 品質証明体制が確立され、書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって行っていることが確認できる。		
			e	5	施工管理について不備があり、監督職員が改善指示を行なったが、それに従わなかった。	15 工事関係書類が、不足や間違いなく作成されていることが確認できる。 16 社内検査が計画的に行われ、出来形、品質等の管理を工事全般にわたって十分に行っていることが確認できる。		
							17 建設副産物・産廃処分の経路図や追跡写真が適切に整理されている。 18 施工手順、不可視部分等の写真管理について、ポイントを捉えた写真撮影を行うように明確に示されている。 19 建設副産物の再利用等への取り組みを行っていることが確認できる。 20 看板が適正に設置されている。(工事標示板・施工体系図・労災保険関係成立票・建設業許可票・建退共標識) 21 安全衛生管理体制、活動方針が明確に示されている。 22 交通規制に対する体制、活動方針が明確に示されている。 23 騒音、振動及び塵芥等の対応について明確に示されている。 24 休日作業届に合理的な理由が記載されている。 25 現場代理人・主任(監理)技術者は検査員が行う検査に全て立会いをした。 26 検査時に現場代理人又は主任(監理)技術者が説明した。 27 現場の後片付け・清掃が行われゴミ等が散乱していない。 28 その他	
評定点				評価値 (%)		0	0	

『 3-1 出来形 』

(検査員)

項目	細別	評定	評定 点	評 定 基 準	評 定 項 目	実施	確認	
出 来 形 及 び 出 来 形 の 出 来 形	出 来 形		a	11	出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足し、右記項目が90%以上確認できる。	1 完成後の不可視部分の出来形が写真または書類での確明確に判断できる。 2 写真管理基準の管理項目を満足している。 3 現場における出来形が設計図書を満足し、適正な施工であることが確認できる。		
			b	10	出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足しているが、ばらつきが若干ある。右記項目が80%以上確認できる。	4 現場における出来形が良好で施工の精度が高い。 5 承認図等が設計図書を満足していることが確認できる。 6 配線(管)の接続先等を分かりやすく表示している。		
			c	9	出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足しているが、ばらつきが大きい。又は右記項目が60%以上確認できる。	7 配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 8 解体又は撤去工において、撤去対象物の範囲・数量等が確認でき、処分が適正である。 9 その他		

ばえ	形	d	7	出来形が、測定項目、及び測定基準及び規格値を満足しているが、規格値を越えるものがあつたため、文書による改善指示を行った。又は右記内容項目が60%未満しか確認できないあつた。		
		e	5	出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足していないため、破壊検査を行なつた。		
評定点		評価値 (%)			0	0

『 3-2 品 質 』

(検査員)

項目	細別	評定	評定点	評 定 基 準
出来形及び出来ばえ	品 質	a	11	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、ばらつきがない。 下表品質管理チェックリスト評定項目が90%以上確認できる。
		b	10	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、ばらつきが少ない。 下表品質管理チェックリスト評定項目が80%以上確認できる。
		c	9	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しているが、ばらつきが多い。 下表品質管理チェックリスト評定項目が60%以上確認できる。
		d	7	品質関係の試験結果が、規格値及び試験基準を満足していないため、監督職員が改善指示を行った。又は下表品質管理チェックリストの評定項目が60%未満しか確認できない。
		e	5	検査員が修補指示を行った。
評定点		評価値(下表参照) (%)		

注1. 維持管理工事等で下表品質管理チェックリストの工種に該当しない場合は、C評定とする。

品質管理チェックリスト (検査員)

(建築工事)

工 種	評 定 項 目	実施	確認
1.共通事項	1 仕様書等で定められた品質管理が実施されている。		
	2 材料の品質、規格等の性能が、明確に証明されている。		
	3 施工に先立ちコンクリートの配合試験又は試験練りを行っており、コンクリートの品質(圧縮強度、水セメント比、最大骨材粒径、単位水量、塩化物総量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。		
	4 現場の整理、整頓、清掃が行われている。		
	5 その他		
2.コンクリート構造物工事 (ブロック積擁壁等を含む)	関連基準、建築工事監理指針、その他設計図書に定められた試験		
	1 コンクリート打継部が仕様書に従い適正に施工されている。		
	2 コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。		
	3 コンクリートの養生を適正に行い、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。		
	4 コンクリートの打設前に、打継目の処理を適正に行っていることが確認できる。		
	5 鉄筋の品質が、証明書等で確認できる。		
	6 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。		
	7 コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。		
	8 スペースの品質及び個数が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。		
	9 型枠セパレーター跡からの漏水がない。		
	10 クラックの発生がない。		
	11 2次製品の使用が適正である。		
	12 石積、ブロック等の裏込めコンクリートが適正な施工であることが確認できる。		
13 その他			
3.土工事	関連基準、建築工事監理指針、その他設計図書に定められた試験		
	1 土質毎の試験成績表が整備されている。		
	2 雨水による崩壊が起こらないよう対策を講じていることが確認できる。		
	3 締固めを設計図書等に基づき行っていることが確認できる。		
	4 一層あたりの埋戻し及び盛土厚が設計図書等を満足していることが確認できる。		
	5 芝張り及び種子吹付を設計図書に基づき行っていることが確認できる。		
	6 構造物の周囲の締固めを設計図書に基づき行っていることが確認できる。		
	7 盛土等の表面に有害な亀裂が無い。		
	8 残土の処理が適正に実施されている。		
9 その他			

工種	評 定 項 目	実施	確認			
4.舗装工事	<p>関連基準、建築工事監理指針、その他設計図書に定められた試験</p> <p>[路床路盤工関係]</p> <p>1 路床及び路盤の密度が、設計図書等の仕様を満足していることが確認できる。</p> <p>2 路盤の安定処理について、材料が均一になるよう施工していることが確認できる。</p> <p>3 路床盛土において、一層の仕上がり厚を20cm以下とし、各層ごとに締固めて施工していることが確認できる。</p> <p>4 路床盛土において、構造物との接続箇所や狭い箇所での締固めを、タンパ等の小型締固め機械で施工していることが確認できる。</p> <p>5 その他</p> <p>[アスファルト舗装工関係]</p> <p>6 アスファルト混合物の品質が、配合設計及び試験練りの結果又は事前審査制度の証明書類により確認できる。</p> <p>7 プラント出荷時、現場到着時、舗設時において、アスファルト混合物の温度管理を記録していることが確認できる。</p> <p>8 気温5℃以下で工事をしている場合、対策を講じていることが記録等で確認できる。</p> <p>9 1層の仕上がり厚が7cm以下で施工していることが確認できる。</p> <p>10 舗設後の交通開放が50℃以下で行われていることが確認できる。</p> <p>11 アスファルト混合物の運搬及び舗設にあたって、気象条件を配慮していることが確認できる。</p> <p>12 路肩や縁端部が丁寧に施工されている。</p> <p>13 密度が設計図書等の仕様を満足していることが確認できる。</p> <p>14 その他</p> <p>[コンクリート舗装工関係]</p> <p>15 コンクリートの配合試験又は試験練りを行っており、コンクリートの品質(圧縮強度、水セメント比、最大骨材粒径、単位水量、塩化物総量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。</p> <p>16 生コンクリート搬入時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。</p> <p>17 運搬時間、打設方法及び養生方法が、施工条件及び気象条件に適しており、設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。</p> <p>18 材料が分離しないようコンクリートを打設していることが確認できる。</p> <p>19 その他</p>					
	5.基礎工事及び地盤改良工事	<p>関連基準、建築工事監理指針、その他設計図書に定められた試験</p> <p>[杭・基礎関係(コンクリート杭・鋼管杭・鋼管井筒、場所打杭、深礎等)]</p> <p>1 既製杭の打止めの方法及び場所打杭の施工方法が適正であることが、その記録により確認することができる。</p> <p>2 水平度、鉛直度等の出来形が、設計図書等の仕様を満足していることが確認できる。</p> <p>3 溶接の施工に関して、設計図書等の仕様を満足していることが確認できる。</p> <p>4 支持地盤に達していることが、掘削深や、掘削土の土質等により確認できる。</p> <p>5 掘削深、排出土砂、孔内水位の変動及び安定液を用いる場合の孔内の安定液濃度並びに比重等が、設計図書等を満足していることが確認できる。</p> <p>6 配筋、スパーサーの配置及びコンクリートの打設方法等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。</p> <p>7 ライナープレートの組み立てにあたり、偏心及び歪みに配慮して施工していることが確認できる。</p> <p>8 裏込材注入の圧力等が施工記録により確認できる。</p> <p>9 強度、セメントミルクの比重等の品質管理の資料を整理していることが確認できる。</p> <p>10 その他</p> <p>[地盤改良関係]</p> <p>11 改良材のバッチ管理記録が整理され、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。</p> <p>12 セメントミルクの比重、スラリー噴吐出量、強度等の品質管理の資料を整理していることが確認でき</p> <p>13 事前に土質試験を実施して、改良材の選定、必要添加量の設定等を行っていることが確認でき</p> <p>14 施工箇所が均一に改良されているとともに、十分な強度及び支持力を保持していることが確認できる。</p> <p>15 その他</p>				
		6.防水工事	<p>関連基準、建築工事監理指針、その他設計図書に定められた試験</p> <p>1 素地ごしらえ(汚れ・付着物・油類除去、ケレン等)が入念に実施されている。</p> <p>2 気温・湿度・含水率等を測定し記録していることが写真、記録等で確認ができる。</p> <p>3 気温・湿度・含水率等が、設計図書や標準仕様書等の基準を満足している。</p> <p>4 防水工事で使用する材料が出荷証明書等により設計図書に定められたものであることが確認できる。</p> <p>5 材料を使用前に攪拌し、容器内の材料を均一な状態にしてから使用していることが確認できる。</p> <p>6 塗り残し、気泡、むら、たれ、刷毛目等の施工不良がない。</p> <p>7 防水層(シート・塗膜等)に有害な付着物がない。</p> <p>8 設計図書等に定められた品質計画により管理されていることが確認できる。</p> <p>9 防水する面が乾燥状態であることが確認できる。〔重ね貼り(塗り)の場合も含む〕</p> <p>10 防水層が施工計画書通りの工程を行い、厚さ(防水層厚・塗膜厚さ)を十分確保し、品質に問題が無い。</p> <p>11 その他</p>			
			7.塗装工事	<p>関連基準、建築工事監理指針、その他設計図書に定められた試験</p> <p>1 塗布面を十分に乾燥させた後に施工していることが確認できる。</p> <p>2 ケレンを入念に行っていることが確認できる。</p> <p>3 気温・湿度等を測定し記録していることが写真、記録等で確認ができる。</p> <p>4 気温・湿度等が、設計図書や標準仕様書等の基準を満足していることが確認できる。</p> <p>5 塗料の空缶が写真等で確実に空であることが確認できる。</p> <p>6 塗り残し、ながれ、しわ等が無く、適正に塗装されていることが確認できる。</p> <p>7 溶接部や接合部等構造の複雑な部分において、必要な塗膜厚を確保していることが確認できる。</p> <p>8 塗料の品質が出荷証明書により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。</p> <p>9 その他</p>		

8.植栽工事	<p>関連基準、建築工事監理指針、その他設計図書に定められた試験</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 土壌硬度試験及び土壌試験(pH)を実施し施工に反映している。 2 活着が促されるよう植栽後の管理を行っていることが確認できる。 3 植栽後、余剰枝の剪定、整形その他必要な手入れを行っていることが確認できる。 4 肥料が直接樹木の根に触れないようまた均一に施肥していることが確認できる。 5 植栽する樹木に応じて、余裕のある植穴を掘りその底部を耕していることが確認できる。 6 支柱を堅固にまた適正に設置していることが確認できる。 7 その他 	
9.フェンス工事・区画線工事	<p>関連基準、建築工事監理指針、その他設計図書に定められた試験</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 フェンス基礎の寸法および根入長が設計図書等の仕様を満足していることが確認できる。 2 フェンス支柱の根入長が設計図書等の仕様を満足していることが確認できる。 3 フェンス本体が堅固に取付られている。 4 区画線の厚さが試験片等により設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 5 区画線の視認性が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 6 プライマーの施工にあたって、路面に均一に塗布していることが確認できる。 7 区画線の材料が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 8 その他 	
10.取壊し工	<p>関連基準、建築工事監理指針、その他設計図書に定められた試験</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 廃棄物等の分別や、再資源化を適正に実施している。 2 施工計画書に基づき施工を行っている。 3 廃棄物の処理が適正である。 4 受注者の施工管理の記録が整備されている。 5 不可視部分の写真が分かりやすく撮影され、整理されている。 6 その他 	
11.仮設工工事	<p>関連基準、建築工事監理指針、その他設計図書に定められた試験</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 仮設材にそりやゆがみ及び損傷がない。 2 仮設材の組立や設置方法が適正であり、かつ日々の点検も行われている。 3 周辺環境(騒音・振動・地盤変動等の抑制)に配慮した施工方法を採用している。 4 土留矢板の根入れ長が適正であることが確認できる。 5 排水を考慮した適切な床付けを行っている。 6 その他 	
12.建築工事	<p>関連基準、建築工事監理指針、その他設計図書に定められた試験</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 仕様書等で定められている品質管理が実施されている。 2 材料の品質確認記録の内容が、適正であることが確認できる。 3 材料の保管方法が適正であることが確認できる。 4 施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適正であることが確認できる。 5 品質の確認結果が、わかりやすく整理されていることが確認できる。 6 建具、ユニット等の性能及び機能に関する確認方法が適切であり、記録の内容が設計図書を満足していることが確認できる。 7 施工の品質が適正であり、設計図書を満足していることが確認できる。 8 躯体工事における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。 9 内外仕上げ工事における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。 10 その他の工事における施工品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。 11 中間検査や既済検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。 12 不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。 13 室内の清掃・納まり等が適切に実施されている。 14 その他 	
	<p>関連基準、建築工事監理指針、その他設計図書に定められた試験</p> <p>[機械設備工事]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 設備の機能や性能が材料承諾書のとおりであり、品質の確認ができる。 2 設計図書の仕様に基づいて詳細設計を行い、その結果を承諾書として提出していることが確認できる。 3 塗装の品質管理について品質の確認ができる。 4 操作盤や制御装置について、スイッチや表示灯が承諾書のとおり配置され、操作や作動に支障が無いことが確認できる。 5 操作盤や制御装置の安全装置及び保護装置の機能・性能試験について、試験書類を整理し品質の確認ができる。 6 設備の取扱説明書を分かりやすく工夫して作成している。 7 完成図書(取扱説明書)に設備の点検及び部品等の交換方法について、まとめていることが確認できる。 8 機器類を点検や部品の交換作業が容易にできるよう工夫して配置している。 9 二次コンクリートの配合試験等を行い、試験成績表にまとめていることが確認できる。 10 バルブ類の平時の状態を示す札等を分かりやすく表示している。 11 計器類に運転時の指示範囲を見やすく表示している。 12 回転部や高温部等の危険箇所であることを表示し、又は防護措置を講じている。 13 構造物の劣化状況を十分把握して、適切な対策を講じていることが確認できる。 14 施工の各段階の完了時における試験及びその結果の記録方法が、適正であることが確認できる。 15 材料の品質確認の結果が、分かりやすく整理されている。 16 施工の品質が、適正であり、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 17 施工の品質が、試験や検査等の結果の記録により、優れていることが確認できる。 18 機器(装置)の機能や性能に係る試運転による動作確認方法が適正であり、その記録内容が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 19 機器(装置)の機能や性能に係る試運転による動作確認の方法を工夫していることが確認できる。 20 完成後に不可視となる部分の品質が、工事写真、施工記録により確認できる。 21 中間検査等の検査時に、工夫して施工することで良好な品質を確保していることが確認できる。 	

13.設備工事	22	運転や点検上の注意点及び危険箇所等が分かりやすく表示されている。		
	23	その他		
		[電気・通信・受変電設備工事]		
	24	機器の品質や機能及び性能が設計図書を満足していて、試験成績書や工場検査記録にまとめられていることが確認できる。		
	25	操作盤や制御設備について、スイッチや表示灯が承諾書のとおり配置され、操作や作動に支障が無いことが確認できる。		
	26	設備の機能や性能が、設計図書の仕様を満足していて、材料承諾書の通りであり、品質の確認		
	27	操作盤や制御装置の機能及び性能が、設計図書の仕様を満足していて、必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。		
	28	現場条件によって機器の機能及び性能が確認できない場合において、工場検査等で確認していることが確認できる。		
	29	設備の取扱説明書を工夫して作成していることが確認できる。		
	30	完成図書(取扱説明書)に設備の点検及び部品等の交換方法について、記載している。		
	31	機器類を点検や部品の交換をしやすいよう工夫して配置している。		
	32	設計図書に定められている品質管理を実施していることが確認できる。		
	33	完成図書に、設備の機能や性能に関する整理された資料や分かりやすい取扱説明書を整備している。		
	34	完成図書に、製品の製造年月日及び製造者が記載された資料を整備している。		
35	施工の各段階の完了時における試験方法が、適正であることが確認できる。			
36	施工の品質が、適正であり、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。			
37	機器類の品質確認の結果が、分かりやすく整理されている。			
38	施工の品質が、試験や検査等の結果の記録により、優れていることが確認できる。			
39	機器(装置)の機能や性能に係る試運転による作動確認方法が適正であり、その記録内容が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。			
40	機器(装置)の機能や性能に係る試運転による動作確認の方法を工夫していることが確認でき			
41	完成後に不可視となる部分の品質が、工事写真、施工記録により確認できる。			
42	中間検査等の検査時に、工夫して施工することで良好な品質を確保していることが確認できる。			
43	運転や点検上の注意点及び危険箇所等が分かりやすく表示されている。			
44	その他			
14.その他		関連基準、建築工事監理指針、その他設計図書に定められた試験		
	1	各基準の規定に従い適正に施工していることが確認できる。		
	2	仕様書等で定められている品質管理が実施されていることが確認できる。		
	3	品質及び機能が設計図書に基づき適正に施工されていることが確認できる。		
	4	その他		
評価値	a: 対象とする工種毎の確認個数の和 b: 対象とする工種毎の実施個数の和 $b/a \times 100 = \%$	0	0	

『 3-3 出来ばえ 』

(検査員)

項目	細別	評 定 点	評 定 基 準
出来形及び出来ばえ	a	11	仕上げが丁寧で、美観が優れている。
	b	10	
	c	9	仕上げ及び美観が良い。
	d	7	仕上げ及び美観が劣っている。
	e	5	仕上げ及び美観が悪いため、手直しを要する。
評定点			評価値(下表参照) (%)

注1. 確認事項については、下表出来ばえチェックリストにより行う。

注2. 維持管理工事等で下表出来ばえチェックリストの工種に該当しない場合は、C評価とする。

出来ばえチェックリスト (検査員)

(建築工事)

工 種	評 定 項 目	実 施	確 認
2.コンクリート構造物工事(ブロック積擁壁等を含む)	1		
	2		
	3		
	4		
	5		
	6		
	7		
	8		

12.建築工事	1 建築物の通り、形状が良い。 2 機能面での配慮がされている。 3 建具の取り付け、作動状況が良い。 4 丁寧な施工がなされている。 5 関連工事又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。 6 端部の仕上がりが良い。 7 使い勝手や使用者の安全に対する配慮に優れている。 8 構造物のクラックが無い。 9 仕上がりの状態が良好で、作動状態も良好である。 10 色調が均一であり、色むら等が無く、全体的な美観が良好である。 11 材料・製品の割付や通り等が良く、全体的な出来ばえが良好である。 12 防水の納まりが良く、適正に施工がなされている。 13 全体的な仕上がりが良い。 14 清掃が行き届いている。 15 漏水が無い。 16 施工記録等から不可視部の出来ばえの良さが確認できる。 17 その他		
13.設備工事	[機械設備工事] 1 主設備や関連設備及び操作制御装置が機能的に配置されていて運転操作性が良い。 2 丁寧な施工がなされている。 3 建家や土木構造物、及び既設設備等との位置関係が良い。 4 溶接や塗装及び組立等の施工にあたって、細部に渡る品質向上への配慮がなされている。 5 清掃が行き届いている。 6 全体的な仕上がりが良い。 7 主設備や関連設備と存置設備とが良く調和した仕上がりになっている。 8 機器(装置)の作動状況が正常であり、その性能が優れている。 9 環境負荷低減への対策が優れている。 10 運転操作や保守点検等容易にするための配慮がなされている。 11 その他 [電気・通信・受変電設備工事] 12 丁寧な施工がなされている。 13 公共物としての安全性の確保や環境負荷の低減及び容易な維持管理等への配慮がなされている。 14 作動に異状が無く、機能や操作性が良い。 15 電気ケーブル等の配線や接続方法及び収納状況が適正である。 16 操作、保守点検等を容易にするための配慮がなされている。 17 清掃が行き届いている。 18 全体的な仕上がりが良い。 19 主設備や関連設備等が丁寧に施工されている。 20 主設備や関連設備が連動して機能し、総合的な性能向上への配慮がなされている。 21 主設備や関連設備と存置設備とが良く調和した仕上がりになっている。 22 環境負荷低減への対策が優れている。 23 その他		
14.その他	1 その他		
評価値	a: 対象とする工種毎の確認個数の和 b: 対象とする工種毎の実施個数の和 $b/a \times 100 = \%$	0	0

『 8 総合評価方式における技術提案の履行 』

項目	減 点 基 準	判 定
る 総 技 術 評 価 方 式 の 履 行 に お け	提案した項目をほとんど執行しなかった、もしくは、出来なかった場合	-5
	提案した項目の執行が40%未満程度であった場合	-4
	提案した項目の執行が60%未満程度であった場合	-3
	提案した項目の執行が80%未満程度であった場合	-2
	提案した技術等を適切に執行、もしくは概ね執行した場合	± 0点

※ 評定にあたっては、別紙TLから提出された技術提案等確認リストを再確認のうえ評価するものとする。

附 則

- 1 この基準は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この基準の実施日より前に締結した契約については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この基準は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この基準の実施日より前に締結した契約については、なお従前の例による。

工 事 成 績 採 点 表

事業名																						
項目	細 別	監督員					T L					検査員					細目別評定点					
		a	b	c	d	e	評定点	a	b	c	d	e	評定点	a	b	c		d	e	評定点		
評 定 点	1. 施工体制	1. 施工体制一般	4	3	2	1	0													/ 4		
		2. 配置技術者	4	3	2	1	0													/ 4		
	2. 施工状況	1. 施工管理	4	3	2	1	0							10	9	8	6	5		/14		
		2. 工程管理	4	3	2	1	0		10	9	8	6	5							/14		
		3. 安全対策	4	3	2	1	0		10	9	8	6	5							/14		
		4. 対外関係	3	2	1	0														/ 3		
	3. 出来形及び 出来ばえ	1. 出来形	4	3	2	1	0							11	10	9	7	5		/15		
		2. 品質	4	3	2	1	0							11	10	9	7	5		/15		
		3. 出来ばえ												11	10	9	7	5		/11		
	4. 社会性	1. 地域への貢献等							2	1	0								/ 2			
	5. 工事特性	1. 施工条件等への対応							2	1	0								/ 2			
	6. 創意工夫	1. 創意工夫							2	1	0								/ 2			
	評 定 点 計		①					/ 31	②					/ 26	③					/ 43	①+②+③	/ 100
	7. 法令遵守等								(±0 -1 -2 -4 -6 -8 -10)													
8.総合評価方式における技術提案の履行													(±0 -2 -3 -4 -5)									
評 定 点 合 計																						

評 定 者	T L	印	検査員	印
職 及 び 氏 名	監督員	印	検査員	印